

G I 山梨・日本酒ブランドリニューアル・  
海外展開人材育成支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 G I 山梨・日本酒ブランドリニューアル・海外展開人材育成支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）及び新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）交付要綱（インフラ整備事業を除く。）（令和7年3月6日付け府地創第38号・府地事第67号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、知事が予算の範囲内において山梨県酒造組合又は山梨県酒造協同組合（以下「補助事業者」という。）が行う次に掲げる取組（以下「補助事業」という。）について、交付する。

- 一 海外展開（インバウンド向けのものを含める。以下同じ。）を見据えた県産日本酒の地理的表示「G I 山梨」のブランド（以下この条において「G I 山梨・日本酒ブランド」という。）をリニューアルする取組
- 二 G I 山梨・日本酒ブランドの価値や魅力を発信でき、海外展開に当たっての説明・交渉・契約等の一連の取引等を行える人材を育成する取組

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助金の補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、G I 山梨・日本酒ブランドリニューアル・海外展開人材育成支援事業費補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、第2条各号の取組ごとにこれをしなければならない。ただし、特に必要のある場合は、一括してすることができる。
- 3 補助事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第5条 知事は、申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めるときは速やかに交付の決定を行うものとする。

2 知事は、前項の決定の際は、G I 山梨・日本酒ブランドリニューアル・海外展開人材育成支援事業費補助金交付決定通知書(第2号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更)

第6条 補助事業者は、補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめG I 山梨・日本酒ブランドリニューアル・海外展開人材育成支援事業費補助金に係る補助事業の内容(経費配分)変更承認申請書(第3号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要な措置をとるべきことを補助事業者に対して指示することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、あらかじめG I 山梨・日本酒ブランドリニューアル・海外展開人材育成支援事業費補助金に係る補助事業の中止(廃止)承認申請書(第4号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(遅延等の報告)

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにG I 山梨・日本酒ブランドリニューアル・海外展開人材育成支援事業費補助金に係る補助事業遅延等報告書(第5号様式)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

- 一 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき。
- 二 補助事業の遂行が困難となったとき。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業を完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の3月15日のいずれか早い期日までにG I 山梨・日本酒ブランドリニューアル・海外展開人材育成支援事業費補助金に係る補助事業実績報告書(第6号様式。以下「実績報告書」という。)を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書に記載しなければならない。

(額の確定)

第10条 知事は、前条の規定により補助事業者から実績報告書の提出を受けた場合は、規則第13条による補助金の額を確定し、これをG I 山梨・日本酒ブランドリニューアル・海外展開人材育成支援事業費補助金に係る額の確定通知書（第7号様式。以下「額の確定通知書」という。）により補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、別に定める日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付の方法)

第11条 知事は、前条第1項の規定により補助事業者に額の確定通知書により通知した後、補助金を交付するものとする。ただし、必要があると認める場合は、概算払により行うことができる。

2 補助事業者は、前項ただし書きの規定により概算払を受けようとするときは、G I 山梨・日本酒ブランドリニューアル・海外展開人材育成支援事業費補助金概算払請求書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

3 補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、規則第13条による補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、知事は、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部を減額するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかにG I 山梨・日本酒ブランドリニューアル・海外展開人材育成支援事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第9号様式。以下この条において「報告書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告書の提出があった場合は、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(経理等)

第13条 補助事業者は、補助事業の経理について、他の経理と区分して帳簿及びすべての書類を整理し、その収支状況等を明らかにするため、その終了する日の属する年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月10日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第5条関係）

補助対象経費		補助率
経費区分	経費内容	
謝金	講師及び助言者等謝金	補助対象経費の 2分の1以内
旅費	講師及び助言者等旅費、調査旅費、打合旅費、出展旅費	
庁費	会議費、会場借上費、会場整備費、印刷製本費、資料購入（作成）費、通信運搬費、広告宣伝費、デザイン料、通訳料、翻訳料、輸送料（出品料に含まれている場合は輸送料相当分）、賃金、消耗品費、雑役務費、保険料	
委託費	事業の一部を委託する経費	
その他	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費	

※ 賃金は、補助事業の遂行に必要な業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れた者を対象に支払った経費とし、作業日報、雇用関係書類等の作成が必要。



第1号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所 山梨県甲府市国母4丁目15-5  
申請者 名 称 山梨県酒造協同組合  
代表者氏名 理事長 天野 怜 印

令和7年度G I 山梨・日本酒ブランドリニューアル・  
海外展開人材育成支援事業費補助金交付申請書

次のとおり、補助金を申請します。

1 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

(1) 補助事業に要する経費 7,000,000円

(2) 補助金交付申請額 3,500,000円

注) 交付申請書に次の算式を明記すること。

補助金交付 補助金の 消費税及び地方消費税  
申請額 = 所要額 - に係る仕入控除税額  
( 円) ( 円)

2 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分

別紙 補助事業計画書のとおり



別紙

補助事業計画書

1 事業内容

補助事業名	G I 山梨・日本酒ブランドリニューアル・海外展開人材育成支援事業（ブランドリニューアル支援事業分）
補助事業を行う目的・期待される効果	<p><b>【目的】</b></p> <p>地理的表示「G I 山梨」が令和3年4月に指定を受け、4年が経過した。</p> <p>「G I 山梨」と、山梨県原産地呼称日本酒管理制度（平成28年指定。以下「原産地呼称制度」という。）の2つの制度でW認定を受けたこととなったが、原産地呼称制度の認定が先であったこともあり、現在は当組合のイベントの販促ツールとしては原産地呼称制度（「山の酒 山梨の酒」）用の資材を使用した活動が中心となっている。</p> <p>しかしながら、本来の販促の体制としては、国際的認知度もある「G I」が主体となるべきであり、「山の酒 山梨の酒」が中心となっている現状は、ブランディングにおいて懸案事項となっていた。また、令和8年には「G I 山梨」の指定がされてから5年目を迎え、当組合を取り巻く国内外の環境・社会情勢、当組合のニーズなどに変化が生じてきている。</p> <p>さらに、令和7年度中には山梨県事業として「大阪・関西万博 山梨デー」や「マスターオブワイン ジャパンツアー」が予定され、当組合も出展対応等を求められており、「山梨」が世界的にも注目される絶好のこの機会に合わせ山梨県の補助事業を活用し、「G I 山梨」を中心とした当組合の一貫した販促ツールを作成し、県内外、国外等あらゆるイベント活動に活用することにより、当組合及び「G I 山梨」を世界にPRできる体制を整えたい。</p> <p><b>【効果】</b></p> <p>1. 国のお墨付き「G I 山梨」で他産地と差別化 令和3年4月国内初となる限定された水系の水等の認定基準を満たした日本酒が「G I 山梨」を名乗ることができる。高品質、高付加価値の「G</p>

	<p>「G I 山梨」の日本酒は、国内外で他産地との差別化が図れる。</p> <p>2. 蔵見学、県内での試飲・展示会での活用      県内外でのイベント実施にあたり、山梨県の日本酒の魅力を統一した販促物を活用して「G I 山梨」を総合的・効果的に発信できる。</p> <p>(1) 「G I 山梨」を取得した理由付けのポイントとした山梨県の水系（水の良さ）と日本酒を結び付け、山梨の日本酒の品質と味わいの良さのイメージアップを図り山梨の日本酒の魅力を発信する。</p> <p>(2) 山梨県内、首都圏を中心に日本国内、海外など「G I 山梨」のリニューアルした統一感のある販促ツールを活用しPRが図れる。</p> <p>(3) 「G I 山梨」のリニューアルにより山梨県酒造組合の組合員のコンセプトの統一と共有化で個々の蔵のイメージとレベルアップが図れる。</p> <p>3. ブランディングの深化・発信の強化      刷新された「G I 山梨」販促物等の活用により、「G I 山梨」そのものの価値向上や、等組合のPRがより効果的なものとなる。また、「G I 山梨」リニューアルに加え、ユネスコ無形文化遺産登録も合わせて国内外へ情報発信し、山梨県の日本酒の良さを日本酒造組合中央会、国税局、山梨県等の協力を得ながらPR活動を行うことができるようになる。</p>
<p>事業実施内容・方法</p>	<p>令和7年度G I 山梨・日本酒ブランドリニューアル事業として4月にスタートした。リニューアルに当たっては、コンセプト、デザイン、統一性等の刷新に係る専門的なスキルと情報を持った事業者が必要となるとともに、そのような事業者と契約を交わすには、事業者探し（選択）のコスト、時間が必要となることが懸案であった。</p> <p>そのような中で、山梨県から、提携している「山梨デザインセンター」（以下「YDC」という。）を紹介して頂いた。</p> <p>これまでに、当組合は、山梨県、YDCと連携し情報交換を行い、山梨県酒造組合のニーズと今後の方向性の確認を行った。</p> <p>1. 山梨デザインセンターとの提携      (1) 山梨県酒造組合の現状の課題の洗い出し</p>

課題は、概ね以下のとおり整理される。

- ①現状の販促ツールは「山の酒 山梨の酒」（加盟蔵7蔵）としての商品ブランドが販促ツールとなっており、当組合（員）全体に変わる販促ツールではない。また、販促物はイベント等を実施するには統一性が無く、中途半端なものではない状況にある。
  - ②「山の酒 山梨の酒」は当組合としてのブランドであり、「(G I) 山梨」としてのブランドではない。
  - ③現状の「G I 山梨」のロゴのマークには日本酒が明記されてなく、分かりにくさがある。
- (2) コンセプト、ロゴ、販促資材の企画と制作課題を踏まえ、次のものについて刷新等を行う。
- ①コンセプト（キャッチコピー）
  - ②ブランドストーリー
  - ③ロゴ
  - ④PRツール（のぼり、法被、水系マップ、腰巻、テーブルクロス、酒樽パンフなど）
  - ⑤ブランドムービー

**【企画・制作を山梨デザインセンター（渡辺潤平社）へ委託（予定）】**

YDCと相談・情報交換をしていく中で、本事業に携わっていただくにあたり適切な事業者として、渡辺潤平氏（渡辺潤平社所属）を紹介いただいた。

同氏（社）とは現在、打合せを進めており、「G I 山梨」のストーリー、ロゴ、販促資材について、当組合のニーズ・現状に適合したコンセプトに従ってトータルコーディネートしていただくに当たり様々な提案を受けている。

- (3) スケジュールと役割分担の作成  
差し当たり、次のことを行う見通しである。
- ①現在使用している販促資材の棚卸し
  - ②不足している販促資材の調査
  - ③販促資材の規格の見直し
  - ④販促資材の必要数の決定

また、長期的な見通しとしては、次のとおり。

	<p>(令和8年2月の完成(一部)を目指す)</p> <p>①第一段階として8月に実施する大阪万博の山梨物産展のイベントにお披露目を実施 →上記につき、報道発表も実施予定。</p> <p>②9月以降についても山梨県酒造組合のイベントにリニューアルした「G I 山梨」の販促資材を修正と追加を行い順次お披露目をしていく。</p> <p>③令和8年2月頃実施予定の「G I 山梨・日本酒ブランドテロワールセミナー」において当組合の組合員に対し、G I 山梨ブランドの価値発信可能な人材を育成する。</p> <p>④③に引き続き開催予定の「G I 山梨・日本酒ブランドPR展示会・試飲会」において、作成した資材を活用し、招聘予定の外国人バイヤー等にPRを図る。</p> <p>⑤令和8年3月実施予定のマスターオブワインについても、作成した資材を最大限活用し、PRしていく。</p>
外部委嘱の相手先概要(氏名, 職業等)及び委嘱内容	株式会社渡辺潤平社
委託先とその選定理由及び委託内容	<p><b>【選定理由等】</b></p> <p>上述のYDCの協力のもと、紹介された渡辺潤平氏(株式会社渡辺潤平社)を選定する予定。</p> <p>同氏は、広告キャンペーンの企画立案のみならず、コーポレートスローガンの策定や商品・企業のネーミング、作詞など、言葉を中心としたコミュニケーションを幅広く手掛け、また同社は選任のデザイナーやディレクターといった人材もあり、事業実施に当たっての体制は十分整っている。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>本事業(ブランドリニューアル)に係るトータルコーディネートを予定。</p>
実施日程	<p>(開始予定日) 交付決定日</p> <p>(完了予定日) 令和8年3月15日</p>
実施予定場所	未定

2 補助事業に要する経費

単位：円

収入		支出		支出金額のうち 県補助金充当額
経費区分	金額	経費区分	金額	
自己資金	3,500,000	謝金		
県補助金	3,500,000	旅費		
借入金		庁費	1,000,000	500,000
その他		委託費	6,000,000	3,000,000
		その他		
計	7,000,000	計	7,000,000	3,500,000

3 補助事業に要する経費の積算明細書

経費区分	金額	積算の明細
委託費	6,000,000円	1. 「G I 山梨」販促物他リニ ューアル企画・製作委託費 (税込) 6,000,000円
庁費	1,000,000円	
		2. 販促物(試作品) 1,000,000円

## 誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

### 記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の（2）から（6）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和7年6月30日

山梨県知事 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所 山梨県甲府市国母4丁目15-5

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな) だいひょうりじ あまの れい  
氏 名 代 表 理 事 天 野 怜 印

生年月日 昭和53年10月4日

第2号様式

産振第118号-1  
令和7年7月7日

山梨県酒造協同組合  
理事長 天野 怜 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎 印

令和7年度G I 山梨・日本酒ブランドリニューアル・  
海外展開人材育成支援事業費補助金交付決定通知書

令和7年6月30日付けで申請のあった上記の補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）第5条第1項の規定により次のとおり交付することに決定しましたので、同規則第7条の規定により通知します。

- 1 補助金の交付対象となる補助事業及びその内容は、令和 年度G I 山梨・日本酒ブランドリニューアル・海外展開人材育成支援事業費補助金交付申請書（以下「申請書」という。）の記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	7,000,000	円
補助金の交付決定額	金	3,500,000	円

- 3 補助事業に要する経費の配分及び配分された経費に対応する補助金の額の区分は、申請書の記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、交付決定の日から令和8年3月13日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
  - (1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ知事に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
    - ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更
    - イ 補助事業の目的の達成に支障が無く補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事に申請し、その承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みが無くなったとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、知事に報告しなければならない。
- (4) 知事が必要と認めるときは、補助事業の遂行及び補助金に係る収支に係る状況について、知事に報告すること。
- (5) 補助事業が完了したときは、これに係る報告を知事にしなければならない。
- (6) その他知事が別に定める条件に従わなければならない。

#### 6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
  - ア 補助金を他の用途へ使用したとき。
  - イ 補助事業に関し補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。
  - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していることが判明したとき。
  - オ その他補助金の交付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取消に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

#### 7 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した日の属する年度の3月15日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

#### 8 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

第3号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所  
名称  
代表者氏名 印

令和 年度G I 山梨・日本酒ブランドリニューアル・海外展開人材育成  
支援事業費補助金に係る補助事業の内容（経費配分）変更承認申請書

令和 年 月 日付け産振第 号により交付決定通知があった補助事業を次のとおり内容（経費配分）を変更したいので、申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 事業内容

変更前	変更後

(2) 経費の配分

経費区分	補助事業に要する経費		補助金申請額		備考
	変更前	変更後	変更前	変更後	

注) 各区分欄については、申請書の記載事項に準じて記載すること。

第4号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者氏名

印

令和 年度G I 山梨・日本酒ブランドリニューアル・海外展開人材  
育成支援事業費補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け産振第 号により交付決定通知があった補助事業を次のとおり中止（廃止）したいので、申請します。

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

第5号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者氏名 印

令和 年度G I 山梨・日本酒ブランドリニューアル・海外展開  
人材育成支援事業費補助金に係る補助事業遅延等報告書

令和 年 月 日付け産振第 号により交付決定通知があった  
補助事業について、次のとおり報告します。

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 補助事業に要した経費
- 3 事故等の内容及び理由
- 4 事故等に対する措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

注) 事故の内容等を立証する書類を添付すること。

第6号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者氏名

印

令和 年度G I 山梨・日本酒ブランドリニューアル・海外  
展開人材育成支援事業費補助金に係る補助事業実績報告書

令和 年 月 日付け産振第 号により交付決定通知があった  
補助事業については、令和 年 月 日付けで完了（廃止）しましたので、  
報告します。

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 概算払受領年月日 令和 年 月 日
- 3 概算払受領額 円
- 4 補助事業実績 (別紙のとおり)
- 5 添付書類

別紙

補助事業実績報告書

1 事業内容

補助事業名		
補助事業の実績		
事業実施内容・方法		
外部委嘱の相手先概要（氏名，職業等）及び委嘱内容		
委託の状況	委託先	
	契約日	
	期間	自：       年    月    日 ～ 至：       年    月    日
	内容	
実施場所		
実施期間		

注) 補助事業で作成した成果物等又は補助事業の実施状況を記録した写真等を添付すること。

2 補助事業に要した経費

単位：円

		交付決定額	実績額	県補助金充当額	備考
	自己資金				
	県補助金				
	借入金				
	その他				
	計				
	謝 金				
	旅 費				
	庁 費				
	委 託 費				

	その他				
	計				

3 補助事業に要した経費の積算明細書

経費区分	金額	積算の明細
	円	
計		

4 支払先口座

金融機関名	
預貯金の種別 ・口座番号	
フリガナ	
口座名義	
住所	

第7号様式

年 月 日

殿

山梨県知事

印

令和 年度G I 山梨・日本酒ブランドリニューアル・海外  
展開人材育成支援事業費補助金に係る額の確定通知書

標記の補助事業の交付額については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）第13条の規定により下記のとおり確定したので、通知します。

1	補助金の確定額	円
2	概算払済み金額	円
3	精算払額	円
4	返納額	円

第8号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者氏名

印

令和 年度G I 山梨・日本酒ブランドリニューアル・  
海外展開人材育成支援事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け産振第 号により交付決定通知があった  
補助金について、概算払いにより交付を受けたいので次のとおり請求します。

1 概算払請求額 円

2 内訳

補助金交付 決定額 ①	既概算交付 額 ②	差 引 額 ①-②=③	今 回 概 算 請 求 額 ④	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払先口座

金融機関名	
預貯金の種別 ・口座番号	
フリガナ	
口座名義	
住 所	

第9号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者氏名 印

令和 年度G I 山梨・日本酒ブランドリニューアル・海外展開人材  
育成支援事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

令和 年 月 日付け産振第 号により額の確定に係る通知があ  
った上記の補助金について、消費税等仕入控除税額が確定したので報告します。

- |   |  |   |
|---|--|---|
| 1 | 補助金額（額の確定通知書により通知した額）                  | 円 |
| 2 | 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額                  | 円 |
| 3 | 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金<br>に係る消費税等仕入控除税額 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（ 3 - 2 ）                      |   |
| 5 | 添付書類                                   |   |

注) 別紙として積算の内訳を添付すること。